

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鳥取県立歯科衛生専門学校
設置者名	鳥取県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
専門課程	歯科衛生士学科	夜・ 通信	121	10	
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校事務室に設置し、閲覧に応じる。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鳥取県立歯科衛生専門学校
設置者名	鳥取県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	鳥取県歯科衛生専門学校運営委員会
役割	運営に関する重要事項を審議する。 (1) 施設設備の保全に関すること。 (2) 学生の授業に関すること。 (3) 入学、卒業に関する手続に関すること。 (4) 教員（講師）の選任に関すること。 (5) 学生の健康管理に関すること。 (6) その他これに付随する事務

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
鳥取県歯科医師会 会長 渡部 隆夫	2025.6.19 ～20276月末	なし
鳥取県歯科医師会 副会長 廣田 吉明	2025.6.19 ～20276月末	なし
鳥取県歯科医師会 副会長 倉繁 雅弘	2025.6.19 ～20276月末	なし
鳥取県歯科医師会 専務理事 中村 裕志	2025.6.19 ～20276月末	なし
鳥取県歯科医師会 常務理事 小田 浩一	2025.6.19 ～20276月末	なし
鳥取県歯科医師会 常務理事 池田 実央	2025.6.19 ～20276月末	なし
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鳥取県立歯科衛生専門学校
設置者名	鳥取県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【授業計画の作成過程】 ・教務会で内容を確認・検討し、作成する。 【授業計画の作成・公表時期】 ・翌年用の授業計画は前度末に完成。当該年度開始時から公表。	
授業計画書の公表方法	学校事務室に設置し、閲覧に応じる。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 「成績評価・単位の認定及び課程の修了認定等に関する細則」に基づいて、前期、後期に分けて試験を実施し履修認定を行う。学年ごとに成績を一覧表にしたものを運営委員会で報告、承認する。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 「成績評価・単位の認定及び課程の修了認定等に関する細則(抜粋)」 1 成績の評価 1 学習成績は各教科ごとに平常の出席状況、学習活動、課題、臨時試験及び定期試験などの累加記録を総合して学科と実技とにわけ、各100点法で評定する。60点未満は欠点と称する。 2 累加記録を総合するには、その割合を各学科目で統一する。 3 各学期の評定をもとにして、学年の成績を評定する。 4 指導要録、定期試験成績証明書、成績証明書には100点法として記入する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学校事務室に設置し、閲覧に応じる。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

「成績評価・単位の認定及び課程の修了認定等に関する細則(抜粋)」

3 進級の認定及び原級留置基準

1 次の項目のすべてに該当するものに対しては、進級を認める。

(イ) 出席時間数が当該学年の出席すべき時間数の 2/3 以上のもの

(ロ) 定められた当該学年の全科目の単位を履修したもの

(ハ) 各教科以外の教育活動において欠陥のないもの

(ニ) その他、特に不適と認められる事由のないもの

2 次の項目の1つに該当するものは、進級を認めない。

(イ) 出席時間数が当該学年の出席すべき時間数の 2/3 未満のもの

(ロ) 2の1項の(イ)により不認定となるもの

(ハ) 欠点が1科目以上あるもの

(ニ) 教科以外の教育活動不十分のもの

(ホ) その他、不適と認められる事由のあるもの

3 前1, 2項以外のものも含めて進級の認定は、学校運営委員会にはかり決定する。

4 次の各項目に該当するものは、原級に留置する。

(イ) 進級不認定のもの

(ロ) 休学者

(ハ) 保護者の願出により学校長の許可したもの

4 卒業の認定基準

1 3の1項に該当するものは卒業を認定する。

2 3の2項に該当するものは卒業を認定しない。

3の1、2項以外のものも含めて、卒業の認定は学校運営委員会にはかり決定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学校事務室に設置し、閲覧に応じる。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鳥取県立歯科衛生専門学校
設置者名	鳥取県

1. 財務諸表等 対象外

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	歯科衛生士学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	121 単位時間／単位	100 単位時間 ／単位	単位時間 ／単位	21 単位時間 ／単位	単位時間 ／単位	単位時間 ／単位
			121単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
108人		69人	0人	4人	104人	108人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 教務会で内容を確認・検討し、作成する。
成績評価の基準・方法
（概要） 「成績評価・単位の認定及び課程の修了認定等に関する細則（抜粋）」 1 成績の評価 1 学習成績は各教科ごとに平常の出席状況、学習活動、課題、臨時試験及び定期試験などの累加記録を総合して学科と実技とにわけ、各100点法で評定する。 60点未満は欠点と称する。 2 累加記録を総合するには、その割合を各学科目で統一する。 3 各学期の評定をもとにして、学年の成績を評定する。 4 指導要録、定期試験成績証明書、成績証明書には100点法として記入する。 2 単位の認定基準 1 本学校が定める教育計画に従って科目を学習し、次の事項のすべてに該当するものに対してはその単位を認める。ただし、同一学年を繰り返すものに対しては、前の学年に学習した全科目の単位は認められないものとする。 （イ）各学科及び実習に係る授業時間数が学則に定める時間数であること。 （ロ）評定が60点以上であること。 2 単位の認定は学校運営委員会にはかって決定する。
卒業・進級の認定基準

(概要)	
「成績評価・単位の認定及び課程の修了認定等に関する細則(抜粋)」	
3 進級の認定及び原級留置基準	
1 次の項目のすべてに該当するものに対しては、進級を認める。	
(イ) 出席時間数が当該学年の出席すべき時間数の 2/3 以上のもの	
(ロ) 定められた当該学年の全科目の単位を履修したもの	
(ハ) 各教科以外の教育活動において欠陥のないもの	
(二) その他、特に不適と認められる事由のないもの	
2 次の項目の1つに該当するものは、進級を認めない。	
(イ) 出席時間数が当該学年の出席すべき時間数の 2/3 未満のもの	
(ロ) 2の1項の(イ)により不認定となるもの	
(ハ) 欠点が1科目以上あるもの	
(二) 教科以外の教育活動不十分のもの	
(ホ) その他、不適と認められる事由のあるもの	
3 前1, 2項以外のものも含めて進級の認定は、学校運営委員会にはかり決定する。	
4 次の各項目に該当するものは、原級に留置する。	
(イ) 進級不認定のもの	
(ロ) 休学者	
(ハ) 保護者の願出により学校長の許可したもの	
4 卒業の認定基準	
1 3の1項に該当するものは卒業を認定する。	
2 3の2項に該当するものは卒業を認定しない。	
3 3の1, 2項以外のものも含めて、卒業の認定は学校運営委員会にはかり決定する。	
学修支援等	
(概要)	
成績状況に応じた支援(補講、実技指導等)	

卒業者数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
23人 (100%)	人 (%)	23人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 県内・県外の歯科医院			
(就職指導内容) 個別指導			
(主な学修成果(資格・検定等)) 歯科衛生士国家試験 令和8年度 23名受験 合格率91.3%			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状		
7年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
73	4人	5.4%
(中途退学の主な理由) 体調不良、一身上の都合、勉強意欲がなくなったため、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 成績状況に応じた支援（補講、実技指導等） スクールカウンセラーの利用促進		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生士学科	5,550円	262,800円	250,000円	教材費等
修学支援（任意記載事項）				
授業料等減免規定あり（鳥取県立歯科衛生専門学校授業料等減免実施要領）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校事務室に設置し、閲覧に応じる。		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
【主な評価項目】 ・教育理念・教育目標、学校運営、教育活動、生徒支援、教育環境、生徒の受入れ募集、財務、法令等の遵守 【実施方法】 ・講師、生徒、保護者向けにアンケートを実施。 ・外部評価委員会を開催し、評価及び改善策を検討する。 ・運営委員会において、評価委員会の評価及び改善策を報告する。 【体制】 ・外部評価委員会委員については、県歯科医師会、歯科技工士養成所、歯科衛生士会等の関係者及び保護者等とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
鳥取県歯科医師会 上田 悦雄	2025.6.19 ～2027.6月末	監事
鳥取歯科技工専門学校 大森 智弘	2025.6.19 ～2027.6月末	教頭
鳥取県歯科衛生士会 小谷 弘美	2025.6.19 ～2027.6月末	会長
鳥取県歯科医師会 西尾 朋美	2026.7.22 ～2027.6月末	卒業生
学校法人 鶏鳴学園 横井 司朗	2025.6.19 ～2027.6月末	理事長

学校関係者評価結果の公表方法 学校事務室に設置し、閲覧に応じる。
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://tottorishikasen.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H131210000037
学校名	鳥取県立歯科衛生専門学校
設置者名	鳥取県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		34人（ 13）人	25人（ -）人	34人（ 13）人
内 訳	第Ⅰ区分	11人	-人	
	（うち多子世帯）	（ -人）	（ -人）	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	-人	-人	
	区分外（多子世帯）	-人	-人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ -）人
合計（年間）				34人（ 13）人
（備考）0				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。